

議案第 八ノ 号

町村職員の研修に関する事務の委託に関する件

地方自治法第二百五十二條の十四の規定に基き、本町村職員の研修に関する事務の一部を別紙規約により、鳥取県に委託するよう協議するものとする。

昭和三十一年 丁酉 月 日 提出

原案可決

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅



昭和三十一年 丁酉 月 日 議決

東伯郡三朝町議會議長天野廉三



町村鳥取県職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一條 **三** 町村(以下「甲」という。)は職員の研修に関する事務の一部(以

下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。
(経費の負担及び予算の執行)

第二條 委託事務の管理及び執行に要する経費(人件費を除く。)は、甲の負担とし、
甲は予めこれを乙に交付するものとする。

2. 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聞き
町村長と協議して定める。この場合において知事は、委託事務に要する経費の見積書及
び研修計画書を町村長に送付しなければならない。

第三條 知事は、その委託を受けた事務の管理及び執行にかかる収入及び支出について
は、鳥取県才入出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の市町村職員
研修委託事務に要する経費とあわせて分別計上するものとする。

第四條 知事は、各年度において前條の予算に残額がある場合においては、これを翌年

度における研修事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

この場合においては、知事は当該繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町村長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第五條 知事は、地方自治法第二百四十二條第四項の規定により決算の要領を告示した

ときは、同時に当該決算の委託事務に關する部分を町村長に通知するものとする。

（連絡会議）

第六條 知事は委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要に應じて町村長と連絡会議を開くものとする。但し町村長の申出がある場合においても連絡会議を開くことができる。

（條例等改正の場合の措置）

第七條 委託事務に適用される乙の條例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、乙は予め甲に通知しなければならない。

第八條 委託事務に適用される乙の條例等の全部若しくは一部が改正された場合においては、知事は直ちに当該條例等を甲に通知しなければならない。

附 則

1. この規約は昭和三十一年十二月二十七日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。
2. 町村長は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する乙の條例等が甲に適用される旨及びこれらの條例等を公表するものとする。
3. 委託事務を廢止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行にかかる收支は、廢止の日をもつてこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合、決算に伴つて生ずる剩餘金は、速かに甲に還付しなければならない。